

一宮市行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅への入居	パートナーシップを宣誓された方（近親者を含む）を契約者の親族として取扱うこととし、一宮市営住宅への入居（同居）を可とする。	○			市営住宅管理事務所 （住宅政策課） 0586-28-8649
犯罪被害者等見舞金	犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族で、犯罪行為が行われた時に市内に住所を有する第1順位のご遺族に対して見舞金を支給する。	○			市民協働課 0586-28-8671